

令和6年度

市民税・県民税・森林環境税納税通知書の発送

令和6年度市民税・県民税・森林環境税の納税通知書を6月上旬に発送します。同通知書が届きましたら、内容をご確認の上、各納期限までに納付してください。今年度から適用される主な改正点は次の通りです。



森林環境税の創設

森林環境税とは、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林環境整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和6年度から国内に住所のある個人に対して1人年額1,000円が市民税・県民税と併せて徴収されます(市民税・県民税が非課税の方は課税されません)。

※東日本大震災復興基本法などに基づき、平成26年度課税分から市民税・県民税均等割に1,000円が加算されていましたが、この措置は令和5年度課税分で終了しました。

森林環境税と市民税・県民税均等割の額

Table with 3 columns: 税目, 令和5年度課税分まで, 令和6年度課税分から. Rows include 森林環境税, 市民税均等割, 県民税均等割, 合計.

定額減税の実施

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度の市民税・県民税について、定額減税(特別控除)が実施されます。



対象者 令和6年度市民税・県民税所得割が課税されている人のうち、令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の方(所得割が非課税の方は対象外)。

控除額 ▼納税者本人=1万円 ▼控除対象配偶者・扶養親族(控除対象配偶者とならない同一生計配偶者や国外居住者は対象外)がいる場合は1人当たり1万円を加算

定額減税(特別控除)後の徴収方法

●給与特別徴収の方

特別控除後の税額を令和6年7月から翌年5月までの11分割で給与特別徴収します。

●普通徴収(納付書や口座振替など)の方

第1期分から特別控除に相当する金額を控除します。第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降から順次控除します。

●年金特別徴収の方

令和6年10月特別徴収分から特別控除に相当する金額を控除します。10月特別徴収分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収分から順次控除します。

担当 市民税課 ☎046(252)8833 FAX 046(255)3550

あくしゅフォーラム

まん丸笑顔で生き生き参画～落語で学ぶ「男女共同参画社会」～

落語家の林家染二さんを講師に招き、男女共同参画の推進を目的とした講演会を開催します(手話通訳・要約筆記あり)。

日時 7月6日(出)13:45～15:45 (13:15開場)

場所 ハーモニーホール座間小ホール

定員 300人(申込順)

保育 無料(2歳～未就学児。定員8人(申込順))

※希望者は6月28日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ。

申込 市LINE公式アカウントから申し込みまたは電話、ファクス、電子メール、直接担当へ

担当 人権・男女共同参画課

☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

✉jinken@city.zama.kanagawa.jp



林家 染二さん



申込用アドレス

LGBT研修講座

LGBTとはセクシュアルマイノリティの総称であり、Lはレズビアン(Lesbian)、Gはゲイ(Gay)、Bはバイセクシュアル(Bisexual)、Tはトランスジェンダー(Transgender)の頭文字を取ったものです。

LGBTの知識を深め、見聞きしたり当事者からカミングアウトされたりした際に、柔軟に対応できるようになることを目的に開催します。

日時 6月20日(木)14:00～15:30

場所 ハーモニーホール座間大会議室

講師 特定非営利活動法人ReBit

対象 市内在住・在勤・在学者

定員 60人(申込順)

申込 電話、ファクス(住所、氏名、電話番号を明記)または直接担当へ

担当 人権・男女共同参画課 ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

6月に納めていただくのは

- ①市民税・県民税・森林環境税(第1期) ②国民健康保険税(第1期) ③介護保険料(第1期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay、地方税統一QRコード(eL-QR)で納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

担当 ①について 市税総務課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550

②について 保険年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

③について 介護保険課 ☎046(252)7719 FAX 046(252)8238

6月の相談日

(祝・休日を除く)

※相談はいずれも無料です。

①消費生活(訪問販売・多重債務など)

日時 毎週月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00(第2水曜日(12日)は午後のみ)

場所 市役所1階市民広聴課内消費生活センター ☎046(252)8490(電話相談可)

②弁護士

日時 11日・18日・25日(毎月第2・第3・第4火曜日)18:00～20:30 12日・19日・26日(毎月第2・第3・第4水曜日)13:30～16:30

③行政書士(遺言書等作成)

日時 13日(毎月第2木曜日)13:30～16:30

④分譲マンション(近隣・管理組合)

日時 14日(毎月第2金曜日)13:30～16:30(13日まで受け付け)

⑤交通事故

日時 18日(毎月第3火曜日)13:30～16:00

⑥行政(国に対する要望)

日時 20日(毎月第3木曜日)9:30～11:30

⑦不動産(取引・契約)

日時 27日(毎月第4木曜日)13:30～16:30

⑧税理士

日時 28日(1・2月を除く第4金曜日)13:30～16:30

⑨市民一般

日時 毎週月曜～金曜日8:30～12:00、13:00～17:15

⑩人権擁護委員(差別問題など) ⑪女性(DVなど)

日時 11日(毎月第2火曜日)13:30～16:00(予約制) ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

⑪ 毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～17:15 ☎046(252)8483 FAX 046(252)0220

場所 市役所1階人権・男女共同参画課 担当 人権・男女共同参画課 ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

⑫駐留軍離職者

日時 20日(毎月第3木曜日)10:00～15:00

場所 市役所4階4-1会議室 担当 産業振興課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550

成年後見制度(⑬弁護士⑭税理士)

日時 ⑬19日13:30～15:15 ⑭26日13:30～15:15(予約制(電話可)) ※予約は座間市成年後見利用促進センター ☎046(259)7451 FAX 046(266)2017へ。

場所 市役所⑬4階4-1会議室⑭5階5-4会議室 担当 地域福祉課 ☎046(252)8247 FAX 046(255)3550

⑮自立サポート

日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00

場所 市役所2階地域福祉課 担当 地域福祉課 ☎046(252)8566 FAX 046(252)7043

⑯障がい者就労支援

日時 毎週月曜・火曜・木曜日10:00～12:00、13:00～15:00(予約制(電話可))

場所 市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX 046(252)7043

⑰児童(子育て)

日時 毎週月曜～金曜日8:30～17:15(電話可)

場所 市役所2階子ども家庭課 担当 子ども家庭課 ☎046(252)8026 FAX 046(255)5080

⑱ひとり親家庭⑲青少年(子ども・若者) ※15～29歳対象。

日時 ⑱毎週火曜～金曜日10:15～11:30、13:00～16:45(予約制(電話可)) ⑲毎週水曜・金曜日9:30～11:30、13:00～16:00(予約制(電話可))

場所 市役所2階子ども家庭課 担当 子ども家庭課 ☎046(252)8025 FAX 046(255)5080

⑳教育㉑子どもいじめホットライン

日時 ㉑ 毎週月曜～金曜日10:00～16:00

⑲ 毎週月曜～金曜日8:30～17:00(電話のみ)

場所 市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX 046(252)4311

㉒就学(障がい児対象)

日時 毎週月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～16:00(予約制(電話可))

場所 市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(252)8460 FAX 046(252)4311